

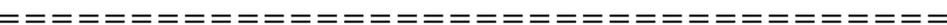


東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2564

2010.9.1

<http://www.tse.or.jp/>



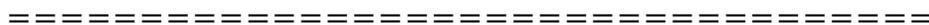
【本日の目次】

- 1.市場トピックス
 - ◆新規上場のお知らせ
- 2.市況情報
 - ◆本日の株価指標等
 - ◆ランキング情報
 - ◆前・後場概況
- 3.スタンダード&プアーズ通信
- 4.その他
 - ◆東証ホームページの更新情報
 - プログラム売買(8月23日~8月27日売買取引分)
 - 信用取引現在高(8月27日申込現在分)

5.証券取引等監視委員会からの寄稿



※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5を抜粋しております。



5.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No17

「開示検査について(その2)」

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

開示検査、すなわち有価証券報告書等の検査については、かつては関東財務局が所管していたところであるが、不適正事案が相次いだことから、平成17年7月より、有価証券報告書等の虚偽記載に係る検査・報告徴取権限が監視委員会に移管されたところである。

加えて、17年4月に、有価証券届出書等の発行開示書類の虚偽記載が課徴金の対象となり、さらに、同年12月には有価証券報告書等の継続開示書類の虚偽記載も課徴金の対象とされている。その後も、金融商品取引法の累次の改正により、課徴金の対象は、四半期報告書の虚偽記載等や大量保有報告書の不提出等が含まれるに至っている。

開示検査とは、そもそもは、開示書類に対する検査・報告徴取を通じて、正確な記載を上場企業に行わせるためのものであり、そのうち、重要な虚偽記載が課徴金の対象となる。

したがって、課徴金の対象とならないまでも、監視委員会の検査により、開示の不適切性を指摘され、自発的に訂正が行われることもあり、こうした開示の適正化のための活動全体が開示検査と観念される。ちなみに、監視委員会の指摘にもかかわらず、自発的訂正が行われず、その内容も重要なであると認められる場合、内閣総理大臣による訂正報告書の提出命令を勧告することも可能であり、過去に2件の実績がある。

こうしたことから、仮に監視委員会の開示検査が行われた場合も、上場企業におかれては、自ら開示の適正化に向けて、検査に前向きに協力されることが、まずもって望まれるところである。課徴金勧告事案となるか否かに関わらず、求められているのは、適正な開示をいち早く行うことであり、そのために訂正等の必要性があるのであれば、監視委員会の検査を踏まえた自律的な行動が望まれるところである。

さて、こうした開示検査の対象先は、どのような企業なのであろうか。監視委員会としては、検査先数の市場別分類は明らかにしていないところであるが、課徴金納付命令勧告件数については、本年5月までで、31事例、32件の勧告対象企業の市場別分類を行うと、以下の通りである。

東証 14件
うち 第一部 9件
 第二部 1件
 マザーズ 4件
大証 13件
うち 第一部 4件
 第二部 3件
 ヘラクレス 6件
名証 3件(第一部)
札証 2件
福証 2件
ジャスダック 6件

一般には、上場後間もない等、開示態勢が未整備な企業において虚偽記載が発生しやすいと考えられがちであるが、課徴金納付事案を見ると、東証一部上場等の上場後の経過年数の長い企業から、いわゆる新興市場銘柄まで幅広く事案が見られている。

しかし、上記のうち、いわゆる新興市場銘柄は、16件であり、全体の半数を占めている。

これを上場企業数に対する比率ということで見ると、6月現在の我が国全体の上場企業数は約3600社に対して、いわゆる新興市場(マザーズ、ヘラクレス、ジャスダック、セントレックス、Q-board、アンビシャス)の上場企業数は約1200社であり、東証一部等の既存市場の上場企業数との比率は、1:2程度である。こうしてみると、上場企業数に対する課徴金納付勧告企業の比率という点では、新興市場の方が高くなっていることがわかる。

近時、新興市場に上場間もない企業に係る虚偽記載事案が散見されること

から、新興企業に上場を目指す方々におかれては、上場基準を満たすことを目的とするがために、投資家の信頼を裏切るような行為を行ってはならないことを一層徹底されるとともに、市場関係者全体が、新興市場にせつかく上場しようとする企業が正確な開示を行うことができるよう、それぞれの職分に応じたサポートを的確に行っていただくことが肝要である。また、課徴金納付命令勧告事案が、既存市場の上場後経過年数の長い企業においても相当数見られることに鑑み、そうした企業におかれても、自らのビジネス手法が適切なものであるかどうか(これまでも担当者に任せて大丈夫だったから、ということでノーチェックになっていないか)、また、内部監査・外部監査における指摘を基に、不断の企業財務の向上を図っているかについて、企業経営者自らを中心とした検証が求められるところであり、そうした態勢が十分であれば、内部統制についてもきちんとしたものが、おのずから構築されていることとなろう。

今回は、課徴金納付命令勧告の市場別動向を概観したところであるが、今回は、業種別動向と虚偽記載の分類等も含め、引き続き開示検査についてご紹介することとしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>